

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年 7月31日

千歳市長 山口 幸太郎



- 1 都市計画の種類
千歳恵庭圏都市計画道路
- 2 都市計画を定める土地の区域
3・4・21 9線通
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 3 縦覧場所
千歳市企画部まちづくり推進課

千歳恵庭圏都市計画道路の変更(北海道決定)

都市計画道路中 3・4・21号 9線通を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域 延長	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地		構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間に おける鉄道等と の交差の構造	
幹 線 街 路	3・4・21	9線通	千歳市 北斗 3丁目	千歳市 北信濃	千歳市 信濃 2丁目	約2,780m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面 交差9箇所 JR千歳線と立体 交差	一般道道 島松千歳 線

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由 書

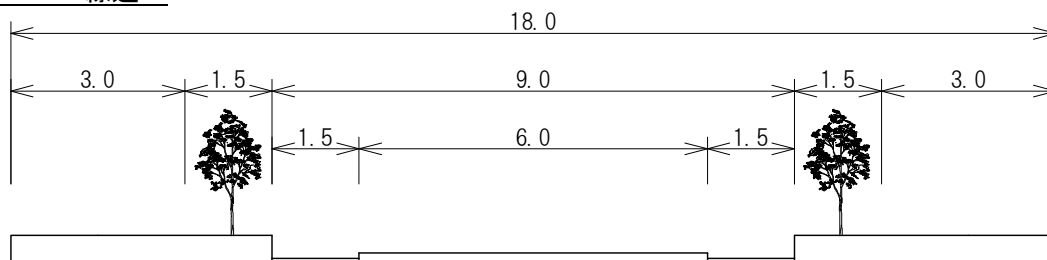
3・4・21号 9線通について、事業実施に伴う道路の詳細設計の結果、法面及び排水の区域が確定したことから、一部区域を変更する。

変 更 説 明 書 (北海道決定)

新		旧		変 更 内 容
番 号	路 線 名	番 号	路 線 名	
3・4・21	9線通	3・4・21	9線通	一部区域の変更 (法面部)

定 規 図 (北海道決定)

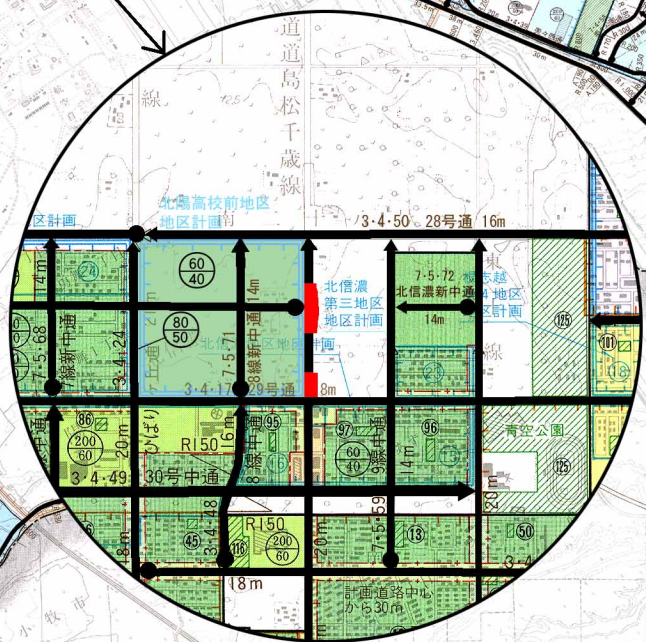
3・4・21 9線通



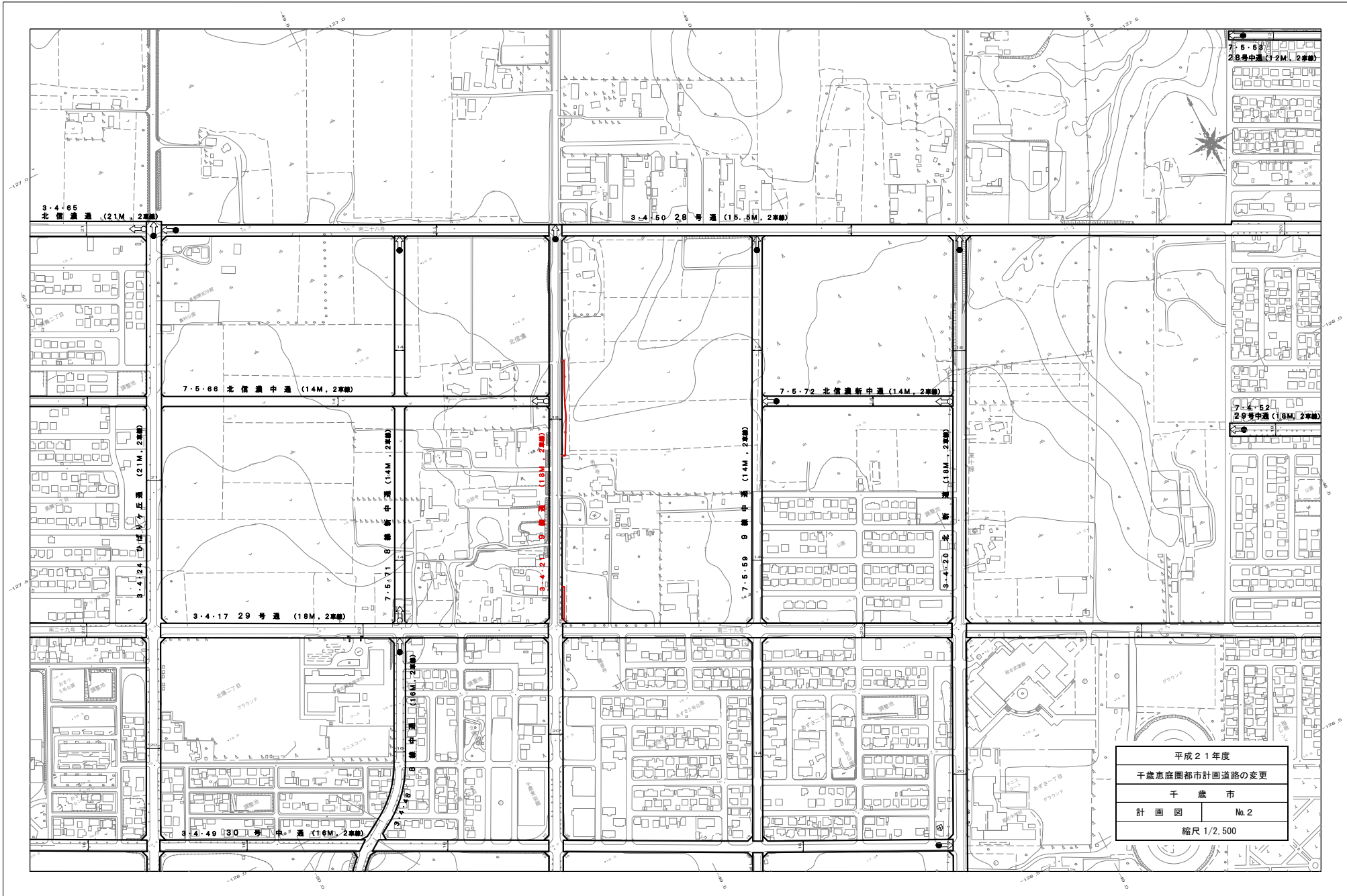
千歳恵庭圏都市計画道路変更箇所図(千歳市)

3・4・21 9線通(18m, 2車線)

凡 例	
	都市計画区域
	市街化区域境界線 (道路、河川等の中心線による)
	市街化区域境界線 (地番界見通し線による)
	用途地域境界線 (道路、河川等の中心線による)
	用途地域境界線 (地番界見通し線による)
用途地域	
	第一種低層住居専用地域 60 40
	第二種低層住居専用地域 80 50
	第一種中高層住居専用地域 200 60
	第二種中高層住居専用地域 200 60
	第一種住居地域 200 60
	第二種住居地域 200 60
	準住居地域 200 60
	近隣商業地域 200 80 80 80
	商業地域 400 80
	準工業地域 200 60
	工業地域 200 60
	工業専用地域 200 40 200 60
	高度利用地区
	準防火地域
	上段は容積率を示す 下段は建ぺい率を示す
	都市計画道路
	都市計画公園
	都市計画緑地
	都市計画河川
	その他の都市計画施設
	土地区画整理事業
	市街地再開発事業区域
	地区計画区域
	D.I.D(平成12年国勢調査)
	特別工業地区区域



凡 例	
	変更のない区間
	一部区域を変更する区間



平成21年度
 千歳恵庭圏都市計画道路の変更
 千歳市
 計画図 No.2
 縮尺 1/2,500